

地域医療支援病院の承認のあり方について

◆地域医療支援病院の概要

紹介者に対する医療提供や医療機器の共同利用の実施等を通じて、地域医療を担う、かかりつけ医等を支援する能力や地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院に対して、都道府県知事が個別に承認する。

○紹介者に対する医療の提供 ○医療機器の共同利用の実施 ○救急医療の提供 ○地域医療従事者に対する研修の実施

◆大阪府における地域医療支援病院の状況

○府内で49病院を承認（令和4年11月時点）

◆大阪府独自要件について

○医療法施行規則の改正により、地域医療支援病院の管理者が行うべき事項に「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が追加されたが、都道府県独自の要件を定めているのは3都県のみ。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を改正し、感染症発生・まん延時に担うべき医療提供が、地域医療支援病院に義務付けられる見込み。

⇒当面、府独自要件の設定は見送ってはどうか。

◆業務報告（地域医療機関に対する支援の具体的な取り組み）について

○紹介率／逆紹介率、救急搬送件数について要件未達成の病院は0であるが、地域の医療従事者への研修回数、運営委員会の開催回数のいずれか又は両方が未達成の病院が27病院あった。（新型コロナウイルス感染症の影響による開催回数減）

○また、運営委員会については開催されていない、または書面開催による活動報告のみを行っている病院が見受けられた。また、対面開催の場合であっても、地域における医療の確保のために必要な支援についての審議を行っている病院は少ない。

⇒実地検査を強化・重点化することにより、

地域医療支援病院の活動状況をしっかりと把握し、必要に応じ適切な指導等を行っていく。

《参考》

◆他府県の独自要件の状況

- 東京都 ・ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。
・ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。
- 福岡県 各圏域ごとに知事が定める事項、具体的事項を定めている。
・ 病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること。
・ 災害発生時に拠点病院として中心的役割を担うこと、情報通信技術を用いた病診連携等に参入すること。
・ 看護学校実習生の受入れ及び地域の看護学校への講師派遣について積極的に関与すること。
・ 新興・再興感染症に対する感染症医療の提供を中心的かつ積極的に行うこと。
・ 逆紹介を円滑に行うための退院調整部門を設置すること。
- 熊本県 ・ 医師の少ない地域を支援すること。
・ 近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会議における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。
・ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。
・ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の概要（令和4年10月7日閣議決定）

○改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

○改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

①地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。

○令和6年4月1日施行予定